

# 香港タックスアラート

(香港税務速報)

第13回 | 2023年7月



## FSIE制度に関する最新情報

### サマリー



香港税務局（以下、IRD）は2つの事前裁定事例を公表し、域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度の設例をアップデートした。

これとは別に、シンガポール政府は、2024年1月1日から、シンガポール内に経済的実体を持たない多国籍企業（以下、MNE）グループによって、シンガポールで受け取られた外国資産の処分取得に対して課税する、新しいルールを提案している。

### IRDが公表した事前裁定事例

IRDはFSIE制度における経済的実体要件の遵守に関する[事前裁定事例68号](#)および[事前裁定事例69号](#)を公表した。これらはIRDが公表したFSIE制度の適用に関する最初の2つの先行事例である。いずれの場合も、IRDから申請者に有利な裁定（すなわち経済的実体要件が満たされている）が下され、その裁定は2023/24から2027/28の5年間の課税年度（YOA）に適用される。

公表された2件の先行事例の注目すべきポイントは以下の通り。

- いずれの事例も、純粋持株事業体に関するものではなく、域外からの配当所得を得るMNE事業体に関するものである。
- いずれの申請者も、香港に数名の取締役および従業員を擁し、事業運営を管理・サポートしているが、法務およびビジネスサポート業務は香港の非関連サービスプロバイダーに委託している。
- いずれの事例も、FSIE制度における特定の経済活動<sup>1</sup>が香港で実施される予定である。申請者はこれらの活動の一部を香港の非関連サービスプロバイダーに委託し、委託された活動の適切な監視を実施する予定である。
- いずれの事例も、域外からの配当所得の見積額、香港で計画されている従業員数、年間事業支出額は開示されていない。
- 事前裁定事例69号では、申請者が香港の関連当事者に2つの無利子貸付を行い、申請者がその貸付を管理するために必要な活動は最小限であることが述べられている。貸付の監督に関連する活動は、香港の申請者の取締役によって行われる。
- しかし、上記の無利子貸付の取り決めは、域外からの配当所得のFSIE制度適用に関する裁定の判断とは無関係であると考えられる。

<sup>1</sup> 特定の経済活動とは、(i) 企業が取得し、保有し、又は処分する資産に関して必要な戦略的意思決定を行うこと、及び (ii) 当該資産に関する主要なリスクを管理し、負担することをいう。

### アップデートされたFSIE制度の設例

IRDはFSIE制度に関する設例のウェブページで、設例6をアップデートし、設例9を追加した。「香港で受けとる」の解釈を扱った、これからアップデート・新規の設例の内容を以下に要約する。

- **設例 6 (アップデート)** は、MNE事業体が海外の銀行口座で受領し、香港に送金されていないが、**香港で行われている取引、専門職又は事業に関連する海外の不動産** (例えば、ショールームや倉庫としてMNE事業体によって使用される海外の不動産) を取得するために使用された域外からの配当所得は、**香港で受け取ったものとみなされ、FSIE制度の対象となる**ことを明確にしている。これは、不動産取得の費用を支払うために配当を使用することは、香港で行われている取引、専門職または事業に関連して発生した債務を弁済したことに相当するためである。
- 設例 9 (新規) では、株主の香港の銀行口座に直接配当金を支払うために使用されている海外の銀行口座で、MNE事業体が受け取った域外からの配当所得は、香港で受け取った所得とはみなされないことを確認している。

### シンガポールの外国資産処分所得課税に関する法律案

シンガポール財務省は2023年6月6日、[2023年所得税法 \(改正\) に関する公開意見募集](#)を開始した。同法案は、予算措置及び非予算措置を実施するための所得税法の様々な改正を含んでいる。これらの改正の一つは、外国資産の処分による収益を一定の状況下で課税対象とみなす新たな第10条Lの導入である。

この法律案では、**2024年1月1日以降**に発生した外国資産(すなわちシンガポールの外にある動産または不動産)の売却収益または処分収益で**シンガポールで受け取ったものは**、一部を除き課税対象とみなされる。このみなし規定は、連結MNEグループ内の事業体(すなわち、少なくとも1人のグループメンバーがシンガポール国外に事業所を有している。)にのみ適用される。みなし規定は、以下によって行われる外国資産の売却又は処分から生じる所得には適用されない。(1) 金融機関、(2) シンガポールの特定の税制上の優遇措置により所得税が免除されているか、または優遇税率で課税されている団体、(3) 除外される事業体<sup>2</sup> (基本的に、シンガポールで合理的な経済的実体を持つ事業体)

### KPMGの見解

シンガポールにおける外国資産の売却または処分による所得に対する課税案は、そのような所得に関する課税の取り扱いを欧州連合(EU)によって発行されたFSIE制度に関する最新のガイダンスと整合させるものである。これは事実上、2024年1月1日以降にシンガポールで得られたそれらの所得は、それらが資本的なものであってもシンガポールで課税される可能性があることを意味する。

香港では、域外からの資産処分収益に関するFSIE制度の拡大についての意見募集期間が2023年6月6日に終了した。2023年10月に立法会へ改正法案を提出する前に、EUとのさらなる協議において、香港政府はこれらの意見募集で受け取ったフィードバックを考慮に入れることが期待される。

我々は、EUとの協議および今後の立法プロセスにおいて、香港政府は、上述のシンガポールの法律案に留意し、香港で提案されているFSIE制度の拡大が香港の競争力を低下させないようにすることを推奨する。

<sup>2</sup>「除外される事業体」とは、次のものをいう。(1) 純粋持株事業体 (PEHE) であって、(i) 設立又は登録の根拠となる法律に基づく提出義務を遵守しており、かつ、(ii) その業務がシンガポールにおいて管理され実施されるもの、又は(2) 非PEHE (i) シンガポールにおいて貿易、事業又は専門職を行っているもの、(ii) その業務がシンガポールにおいて管理され実施されているもの、(iii) シンガポールにおいて「合理的な経済的実体」を有しているものであること。ただし、シンガポールにおける従業員その他の人員(それらの資格及び経験を含む。)の数及びシンガポール内外で企業が支出する事業費を考慮に入れる必要がある。

注目すべきは、シンガポールで提案されている法律案では、シンガポールにおける経済的実体の合理性を評価する際、対象企業がシンガポール内外で発生した事業支出を考慮することが示唆されている点である。現行のFSIE制度では、香港で発生した営業支出のみが香港の経済的実体に算入されるため、香港政府は同じアプローチを香港で取ることができるかどうかを検討すべきである。また、シンガポールの法律案は、資産が外国資産であるかどうかを確認するために、様々な種類の資産の所在地を決定するルールを明確に定めていることも注目すべき点である。これにより、資産処分収益が範囲に含まれるか否かについて、納税者にとって確実性が増すことになる。

資産処分収益をカバーする、香港で提案されているFSIE制度の適用範囲の拡大は、香港の税制の根本的な変更を意味する。香港のビジネスグループは、このエリアの将来の動向を注視し、将来の何らかの機会を利用して、このような変更に関する意見や提案を政府に表明すべきである。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



**Vivian Chen**  
陳 蔚  
Head of GJP China Tax  
Tel: +86 755 2547 1198  
[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)



**Lisa Li**  
李 輝  
Partner  
Tel: +86 10 8508 7638  
[lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)



**Jie Xu**  
徐 潔  
Partner  
Tel: +86 21 2212 3678  
[jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)



**Rui Matsuo**  
松尾 壘  
Senior Manager  
Tel: +852 2978 8924  
[rui.matsuo@kpmg.com](mailto:rui.matsuo@kpmg.com)



**Deborah Leung**  
梁 秀章  
Senior Manager  
Tel: +852 2685 7742  
[deborah.leung@kpmg.com](mailto:deborah.leung@kpmg.com)



**Sayaka Makiyama**  
牧山 紗綾花  
Manager  
Tel: +852 2685 7548  
[sayaka.makiyama@kpmg.com](mailto:sayaka.makiyama@kpmg.com)



**Taro Mitani**  
見谷 太郎  
Manager  
Tel: +852 3927 5780  
[taro.mitani@kpmg.com](mailto:taro.mitani@kpmg.com)



**Takayuki Ogawa**  
小河 孝之  
Manager  
Tel: +852 3927 5525  
[takayuki.ogawa@kpmg.com](mailto:takayuki.ogawa@kpmg.com)



**Masatoshi Okumura**  
奥村 雅敏  
Manager  
Tel: +852 2685 7584  
[masatoshi.okumura@kpmg.com](mailto:masatoshi.okumura@kpmg.com)



**Yasuhito Otsuka**  
大塚 靖仁  
Manager  
Tel: +852 2685 7455  
[yasuhito.otsuka@kpmg.com](mailto:yasuhito.otsuka@kpmg.com)

[kpmg.com/cn/socialmedia](https://kpmg.com/cn/socialmedia)



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.